平成２４年（フ）第４４３号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目14番３―1104号
債務者　大舘　智子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８２号
兵庫県尼崎市立花町１丁目28番４号グレストハイツ205
債務者　屋良ハル子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３号
福島県西白河郡西郷村大字米字椙山68番地15コメット椙山３―102、前住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字後原37番地５
債務者　白井　五郎
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
神戸市須磨区東落合１丁目３番171―607号、従前の住所神戸市垂水区多聞台２丁目11番10―105号
債務者　松本　郁恵
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０２号
兵庫県三田市つつじが丘北３丁目６番地３
債務者　花本絵梨香
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１５号
神戸市中央区花隈町17番27―801号
債務者　金澤　芳子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１９号
神戸市中央区大日通１丁目２番10―213号
債務者　中山　正士
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２９号
神戸市須磨区東落合３丁目13番７号　ビラ名谷Ｄ―101号
債務者　田川　光男
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３４号
神戸市中央区坂口通６丁目３番３―206号、従前の住所神戸市兵庫区上沢通２丁目１番10―204号
債務者　窪田　　徹
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３６号
神戸市長田区腕塚町３丁目３番16―802号
債務者　荒井弘章こと　朴　　賛奕
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６０号
神戸市須磨区外浜町２丁目５番１―908号
債務者　大門有貴子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６１号
神戸市中央区宮本通４丁目４番８号
債務者　松田　直也
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７２号
神戸市兵庫区佐比江町19番地　清水マンション２Ａ
債務者　井坂　永伸
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１号
兵庫県宝塚市泉町７番８―107号
債務者　升野真裕美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１９８号
兵庫県伊丹市南本町６丁目１番２―602号
債務者　安部　有紀
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２０８号
兵庫県伊丹市東野８丁目78番地１アビタシオンアールデコ107号、前住所兵庫県宝塚市山本南１丁目18番16号
債務者　岡田　繁弘
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部